

基本計画

1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

(1) 促進区域

設定する区域は、平成 29 年 8 月 1 日現在における茨城県かすみがうら市の行政区域とする。概ねの面積は 1 万 5 千 6 百ヘクタール程度である。

本区域は自然公園法に規定する国定公園である水郷筑波国定公園の一部区域、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、茨城県自然環境保全条例が規定する自然環境保全地域及び緑地環境保全地域、自然再生推進法に基づく自然再生事業の実施地域、生物多様性の観点から重要度の高い湿地を含むため（下図参照）、「8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」において、環境保全のために配慮を行う事項を記載する。

なお、本区域には自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区、茨城県立自然公園条例に規定する県立自然公園、及び環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落は存在しない。

(環境保全のために配慮を行う地域)



(2) 地域の特徴（地理的条件、インフラの整備状況、人口分布の状況等）

かすみがうら市は、筑波山系の南麓と我が国第2位の湖面積を誇る霞ヶ浦に挟まれ、市域の西側を土浦市に、東側を石岡市に接している。市域の大部分は、標高25m前後の常陸台地の上であり、西端である標高約380mの山々から霞ヶ浦湖岸の低地へとなだらかに続く地形となっている。市域は東西に約19.5km、南北に約16km、総面積は156.60㎢（うち霞ヶ浦水面の面積は37.87㎢）である。

市は首都東京へ約70km、県都水戸市へ約30km、筑波研究学園都市へ約10kmの距離に位置し、幹線交通網として、JR常磐線、常磐自動車道千代田石岡インターチェンジ、国道6号、国道354号を有するなど、立地条件に恵まれている。さらに、平成22年には市から約10kmの小美玉市内に茨城空港（百里飛行場）が開港し、平成29年現在、国内4都市（札幌、神戸、福岡、那覇）・海外1都市（中国上海）へ定期便が就航している。また、平成29年2月には圏央道（首都圏中央連絡自動車道）の県内区間全線が開通し、成田空港（新東京国際空港）から茨城県南地域を経由して首都圏・北関東各県を結ぶ高速道路ネットワークが形成されるなど、本地域と国内各地・海外との交通利便性を向上させるインフラ整備も進展している。

市内の台地には、梨や栗などの畑や平地林、低地には、水稲やレンコンなどの水田が広がり、また、霞ヶ浦沿岸ではワカサギやシラウオなどの内水面漁業も行なわれている。さらに、JR常磐線の神立駅周辺や幹線道路沿いでは、昭和40年代からの企業誘致によって立地した大規模工場を中心とする工業団地に隣接して商業・業務系や住居系の市街地が形成され、都市化が進展している。以上の地域の特徴を背景に、市内産業としては、レンコンや果樹、内水面漁業など全国有数シェアを誇る農林水産業と、立地条件に恵まれて集積が進んだ商工業がバランスよく発展している。

また、近年、茨城県は日本一のサイクリング環境の構築を目指し、かすみがうら市を含む水郷筑波地域において、総延長約180kmの「つくば霞ヶ浦りんりんロード」を核として、サイクリングによる地域活性化の取組を進めていることから、市においても、県や関係自治体による取組と連携を図りつつ、サイクリング環境を活かした独自の地域活性化策として、自転車耐久レース「かすみがうらエンデューロ」の開催や、観光客がレンタサイクルで果物狩りや地産食材を使った料理を楽しむことができるサイクリングプログラム「かすみがうらライドクエスト」の運営等が行われている。

2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

(1) 目指すべき地域の将来像の概略

当該地域は、雇用者数の約3割、売上高の約4割、付加価値額の約3割を製造業が占めるなど（平成26年時点）、第二次産業を中心とした産業構造が形成されている。一方、農水産業も、付加価値額の産業別特化係数において農業が全国平均の約10倍、漁業が同7倍、従業者数では農業が全国平均の約5倍、漁業が同10倍となっており（平成24年時点）、また、農水産業の移輸出入収支額は約65億円のプラスで（平成25年時点）、地域に稼ぎをもたらす産業として機能しているため、第一次産業も地域において一定の存在感を有している。

このように当該地域は、第二次産業を地域経済の基軸としながらも、平坦な地形を活かした農業、広大な霞ヶ浦における水産業などの第一次産業もいまだに競争力を有するなど、比

較的バランスのとれた産業構造となっている。しかし、製造業については、海外市場の需給動向により業績が大きく変動する可能性があり、また、市内主要事業所の取引構造は「域外仕入れ・域外販売」が基調であることから、市内中小企業等との取引を通じた経済的な波及効果は限定的となっている。一方、農水産業では担い手の高齢化が進み、休耕地も広がりつつあるなど、生産活動の継続が課題となっている。

以上の状況をふまえ、当該地域においては、既存産業分野に加えて、地域に稼ぎをもたらす新たな産業を育成することで、地域の稼ぐ力をより「複線化」していくことが必要であることから、地域の特色である豊かな自然環境、農水産物等を活かし、域外から需要を獲得することで地域経済を牽引する事業分野として、「観光・スポーツ」と「6次産業化・農商工連携」に関連する新事業の創出を促進し、これらを通じ獲得された需要を域内事業者に還流させることで、域内就業者の所得を向上させ、地域経済循環を活性化することを目指す。

(2) 経済的効果の目標

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業関連業種の付加価値額	16,292 百万円	17,012 百万円	4%

(算定根拠)

1件あたりの平均70百万円の付加価値額を創出する地域経済牽引事業を8件創出し、これらの地域経済牽引事業が促進区域で1.28倍の波及効果を与え、促進区域で720百万円の付加価値を創出することを目指す。720百万円は、促進区域の全産業付加価値(68,135百万円)の約1%、地域経済牽引事業関連業種(農林漁業、食料品製造業、卸・小売業、宿泊業・飲食サービス業)の付加価値(16,292百万円)の4%に相当し、地域経済の活性化に一定の効果をもつと想定される。

また、その他の事業評価指標(KPI)としては、地域経済牽引事業の創出件数及び関連業種における雇用者数を設定する。

【任意記載のKPI】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業の創出件数	—	8件	—
地域経済牽引事業関連業種における雇用者数	4,056人	4,218人	4%

(算定根拠)

地域経済牽引事業の創出件数は上記「経済効果の目標」における設定のとおり。地域経済牽引事業関連業種における雇用者数は、経済効果の目標である付加価値額増加率に準拠した4%を雇用者数の増加率として設定し、計画終了後の雇用者数を算定。

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

(1) 地域の特性の活用

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性の活用戦略に沿った「観光・スポーツ」「6次産業化・農商工連携、地域商社」に関連する事業であること。

(2) 高い付加価値の創出

事業計画期間を通じた地域経済事業による付加価値増加分が5,092万円（茨城県の1事業所あたり平均付加価値額（経済センサスー活動調査（平成24年））を上回ること。

(3) 地域の事業者に対する相当の経済的効果

事業計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内における地域経済牽引事業に関係する事業者において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

- ① 促進区域に所在する事業者間での取引額が開始年度比で7%以上増加すること
- ② 促進区域に所在する事業者の売上げが開始年度比で7%以上増加すること
- ③ 促進区域に所在する事業者の雇用者数が開始年度比で20%以上もしくは2名以上増加すること
- ④ 促進区域に所在する事業者の雇用者給与等支給額が開始年度比で5%以上増加すること

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

(1) 重点促進区域

（区域の設定なし）

(2) 区域設定の理由

(3) （重点促進市町村による）工場立地特例対象区域の設定

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

(1) 地域の特性及びその活用戦略

- ① 筑波山地域ジオパーク、観光果樹園、伝統漁法「帆引き網漁」等の観光資源を活用した観光
- ② 「つくば霞ヶ浦りんりんロード」や歩崎公園周辺の水辺の環境等のスポーツ資源を活用した観光・スポーツ
- ③ 梨や栗、米、レンコン、ワカサギやシラウオ等の農水産品を活用した6次産業化・農商工連携、地域商社

(2) 選定の理由

①筑波山地域ジオパーク、観光果樹園、伝統漁法「帆引き網漁」等の観光資源を活用した観光

かすみがうら市を含む、筑波山・霞ヶ浦周辺の茨城県中南部6市をエリアとする「筑波山地域ジオパーク」は、国内41番目の日本ジオパークとして平成28年9月に認定された。かすみがうら市は、西端の山地が同ジオパークにおける「筑波・鶏足山塊ゾーン」に含まれ、それ以外の市域全体が同ジオパークの「霞ヶ浦ゾーン」に含まれており、それぞれの地域に、大地や湖の成り立ちを学ぶことができる特徴的な地形、文化遺産、文化施設等で構成される「ジオサイト」が市内の計4か所（雪入・三ツ石、閑居山・権現山、歩崎、崎浜・川尻）に指定され、新たな観光資源としての活用が期待されている。

また市内においては、筑波山系の山々が北風を遮ることで年間を通じて比較的温暖な千代田地区を中心に果樹栽培が盛んであり、平成22年農林業センサスにおける果樹の販売金額は、同販売額全国20位の茨城県（約68.3億円）において、筑西市（約10.5億円）に次ぐ県内第2位となっている（約9.5億円）。このような地域特性を背景に、市内では昭和30年代より首都圏からの行楽客を対象にした観光果樹園や直売所が数多く開業し、現在も約50か所の観光果樹園が営業、夏はブルーベリー、秋は梨・ぶどう・栗・柿、冬から春にかけてはイチゴと、年間を通して果物狩りを楽しむことができる。

さらに市内においては、古くから漁業や水運の要所として多くの人や物資が往来した霞ヶ浦沿岸や、東北諸大名による参勤交代や水戸藩士の往来が頻繁だった旧水戸街道周辺の地域を中心に、古墳時代から近世に至るまでの有形・無形の文化財が点在しており（国指定文化財1件、県指定文化財29件、市指定文化財61件）、観光資源として活用されている。代表的なものとしては、明治13年に市内出身の折本良平翁によって考案された、帆を使い風の力によって船を横滑りさせながらシラウオやワカサギの漁を行う「霞ヶ浦帆引き船操船技術及び帆引き網漁法」（平成27年、市指定無形民俗文化財）があり、一旦姿を消したものの、昭和46年に観光帆引き船として復活、現在も地元保存会を中心とした有志により操業が行われており、歴史的価値のある観光資源として人気を集めている。

茨城県による平成27年観光客動態調査報告によれば、かすみがうら市の観光入込客数は約28万人で、県内32位に止まっているが、上記のとおり市内には地域の歴史と風土に根差した多種多様な観光資源が存在していることから、これらを効果的に活用することにより、観光関連事業が更なる成長を遂げる可能性は高いと見込まれる。

②「つくば霞ヶ浦りんりんロード」や歩崎公園周辺の水辺の環境等のスポーツ資源を活用した観光・スポーツ

市内霞ヶ浦湖岸沿いのサイクリングコースは、茨城県が「日本一のサイクリング環境」を目指し、筑波山山麓から土浦市を経由し霞ヶ浦を一周する総延長約180kmの「つくば霞ヶ浦りんりんロード」の一部区間（距離約23km）となっている。

「つくば霞ヶ浦りんりんロード」における自転車利用者数は、茨城県の調査では、平成27年度は約39,000人となっており、近年のサイクリングブームを背景に増加傾向にある。また、県とかすみがうら市を含むサイクリングコース沿線14市町村は、県が平成28年6月に策定した水郷筑波サイクリング環境整備総合計画に基づき、サイクリングコースの整備や統一された案内標識の整備等のサイクリング環境の整備、レンタサイクルや地元商店

等と連携した自転車サポートステーションの登録拡充等サイクリスト向けサービスの充実、国内外に向けたプロモーション・情報発信力の向上等に連携して組んでいることから、今後はサイクリングコース全域において、インバウンドも含めた更なる利用者増が見込まれる。かすみがうら市においては、平成 24 年より、当該サイクリングコースに面した歩崎（あゆみざき）公園をスタート地点とし、「つくば霞ヶ浦りんりんロード」を含む市内公道を走行する自転車耐久レース「かすみがうらエンデューロ」を毎年 10 月に開催し、毎回全国から約 1,000 人が参加する知名度の高い大会となっている。また、平成 28 年 8 月からは、歩崎公園内の市交流センターを拠点として、市が地元金融機関及び民間企業との共同出資により設立した「株式会社かすみがうら未来づくりカンパニー」が、レンタサイクルで地域を散策しながら果樹狩りや地産食材をふんだんに使った料理などを楽しむ体験型サイクリングプログラム「かすみがうらライドクエスト」を通年展開しており、普段サイクルスポーツに馴染みのない女性層やファミリー層でも手軽に楽しくサイクリング体験ができるとして好評を得ている。さらに同社は市交流センターにおいて一般向けレンタサイクルや、地産食材を使ったレストラン等を運営しており、同センターはつくば霞ヶ浦りんりんロード沿いの主要立ち寄り場所として、多くのサイクリストに利用されていることから（平成 28 年度の利用者数は延べ約 9,500 人）、歩崎は、サイクルスポーツの拠点として認知されつつある。

また、歩崎公園周辺の霞ヶ浦は遠浅の地形となっており、水辺へのアクセスも比較的容易なため、昭和 30 年代までは霞ヶ浦有数の湖水浴場として人気を集めていた。昭和 40 年代以降、水質の悪化により湖水浴場は閉鎖されたものの、平成に入ってからドラゴンボート（20 人程度の漕ぎ手と舵取りが乗船する木造船）によるレースが毎年盛大に行われ、現在も夏季のイベントにおいては、ゴム製の競技ボートを使ったレースや、カヌー体験などに市内外から多くの参加者が集まるなど（平成 29 年夏季のイベント参加者数は延べ約 17,500 人）、いまだに水辺は人々が集う場所となっている。さらに歩崎近くの志戸崎漁港では、前述の「観光帆引き船」を見学する随伴船が 7 月～11 月の毎週末に出港し、観光客の人気を博しているほか、一年を通して様々な魚種が釣れることから、釣り客の姿が絶えることはない。このように、歩崎一帯は水辺のスポーツやレジャーを楽しむ市内随一の拠点となっており、これを観光資源として効果的に活用することにより、観光関連事業が更なる成長を遂げる可能性は高いと見込まれる。

③梨や栗、米、レンコン、ワカサギやシラウオ等の農水産品を活用した 6 次産業化・農商工連携、地域商社

かすみがうら市内は市域から湖水面を除いた約 1 万 2 千ヘクタールの約 8 割（9,822 ヘクタール）が平坦な可住地であることから、耕地面積はその約半分の 4,720 ヘクタールに及ぶ。また、気候は、霞ヶ浦や筑波山系の山々の影響を受けて、冬期は比較的暖かく夏期は比較的涼しく、台風や霜、雪などの被害も比較的少ない地域で、温暖な気候に恵まれている。このような地理上・気候上の特性を活かして、市内の台地部では果樹や野菜の栽培が、霞ヶ浦沿岸の低地部では水稻やレンコンの栽培が盛んに行われている。特に、年間の販売額が県内において筑西市に次ぐ第 2 位となっている果樹栽培では、梨の栽培が盛んで、平成 27 年農林業センサスによれば、梨の栽培面積は収穫量全国 2 位の茨城県において、筑西市（196ha）に次ぐ県内第 2 位（142ha）となっている。また、全国的にも珍しい

平地を利用した栗の大規模栽培も普及しており、平成 27 年の栗の栽培面積は果樹全体の栽培面積（698 ヘクタール）の約 7 割（468 ヘクタール）にも及び、栗の収穫量全国 1 位を誇る茨城県において、笠間市（564 ヘクタール）に次ぐ第 2 位の生産面積となっている。野菜については、市内から土浦市にかけての霞ヶ浦沿岸はレンコンの全国的な産地となっており、全国シェア 1 位の生産量を誇る茨城県産レンコン（平成 26 年生産量 2,900 トン、シェア 51.5%）の大半は同地域で生産されている。

さらに、雄大な霞ヶ浦で育まれた淡水魚の漁獲量は全国有数であり、霞ヶ浦における平成 27 年の漁獲量は、エビ類が全国 1 位（239 トン）、シラウオが全国 2 位（163 トン）、ワカサギが全国 3 位（281 トン）、鯉も全国 3 位（10 トン）となっている。またこのような水産物を加工した佃煮等の生産も盛んで、市内霞ヶ浦沿岸では十数社が水産品加工を行っている。

かすみがうら市では、これら農水産物をそのまま市場出荷するだけでなく、市内において地産材料を使ったより付加価値の高い加工品製造や飲食サービスの展開を促進することで、地域経済循環を活性化すべく、市内事業者による 6 次産業化・農商工連携を推進している。具体的には、市が運用する地域ブランド「湖山（こざん）の宝」の推奨品として毎年地産商品を数品目認定し（平成 28 年度時点で 24 品目）、販路拡大に向けた PR 等を行っている。また、株式会社かすみがうら未来づくりカンパニーが歩崎の市交流センターにおいて運営するレストランやマルシェにおいては、地産食材にこだわった様々な料理、軽食、スイーツが提供され、レストランにおける地産食材の利用率は 8 割近くに達していることから、利用客からはかすみがうら市の食材本来の美味しさが味わえるとして好評を得ている。さらに市内においては、株式会社かすみがうら未来づくりカンパニーが自社開発のスイーツ等加工品と、「湖山の宝」推奨品を中心とする商品を取り扱う E コマースサイトを開設し、広く全国にかすみがうらの地産商品を展開する地域商社事業を計画しているほか、県による県産品海外展開支援事業を活用し、地産食材の加工品の海外販路開拓を目指す企業もあるなど、新たな販路の拡大に向けた動きが活発化しつつある。

以上のとおり、かすみがうら市内において、全国有数の生産量を誇る農水産品が多種多様に生産されていることから、これらを活用した 6 次産業化・農商工連携、地域商社関連事業には高い成長可能性が見込まれる。

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

(1) 総論

地域の特性を活かして、観光・スポーツ、6 次産業化・農商工連携、地域商社に関連する事業の成長を支援していくためには、地域の事業者が事業を推進する上でのニーズを把握し、適切な事業環境の整備を図っていく必要がある。これら事業者のニーズをふまえた事業環境の整備にあたっては、国の支援策も併せて活用することで、事業コストの低減や地域が持つ比較優位性の発揮を積極的に図っていく。

(2) 制度の整備に関する事項

①市が運用する創業支援事業補助制度の拡充

特に地域資源活用型の事業の創業や新事業展開を重点的に支援する本補助制度について、新規創業・第二創業・新事業展開の3類型を補助対象としている現行制度の拡張（事業承継への適用等）を検討するとともに、予算規模の維持・拡充に努める。

②地方創生関係施策

地方創生推進交付金を活用し、平成30年度以降、市内の観光資源やスポーツ資源等を活かした観光関連等施設の拡充・整備を行うとともに、観光誘客事業や地域産品の販路開拓事業等を展開する。

(3) 情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

県は、県庁ホームページにおける「茨城県オープンデータカタログ」の運営を通じ、庁内に保有するデータのオープンデータ化を進めることで、生活の利便性や行政の透明性の向上を図るとともに、民間企業等でのオープンデータの利活用による新事業の創出を促すなど、社会・経済の活性化に寄与することを目指す。

市は、市ホームページにおける「統計かすみがうら」の公表等により、市政に関連するデータの公開を進めるほか、茨城県と全市町村が共同で整備を進める県域統合型GIS（地理情報システム）「いばらきデジタルまっぷ」を通じて、市民生活に関連する各種行政情報の提供を行う。

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

事業者の抱える課題解決については、かすみがうら市地方創生・事業推進担当内に相談窓口を設置するとともに、県においては立地推進室が窓口となり、関係部署との調整を行う。また、事業環境整備の提案を受けた場合についても、同窓口を中心に、対応に向けて関係機関や関係部署と調整する。

(5) その他の事業環境整備に関する事項

①広域連携の推進

市による事業環境整備にあたっては、行政区域を超えた民間事業者の経済活動、地域住民の生活圏及び観光客の動態等の実態をふまえ、積極的に周辺自治体等との広域連携を図ることで効果的に取組を推進する。特に、国内外からの観光誘客については、近隣の鉄道駅・空港からのアクセスや県内各地の観光資源の所在をふまえた広域的な観光ルートの設定等が必要とされることから、県及び関係自治体、県観光物産協会や県内各地の観光関連団体等と広く連携を図る。

②産学官連携の推進

市による事業環境整備にあたっては、民間企業や大学等研究機関が有するノウハウや各種リソースを最大限に活用し、効率的・効果的に取組を推進するため、市が連携協定を結ぶ株式会社筑波銀行、産業能率大学を中心に、域内外の企業・大学等との産学官連携を積極的に展開する。

(6) 実施スケジュール			
取組事項	平成 29 年度	平成 30 年度から 平成 33 年度	平成 34 年度 (最終年度)
【制度の整備】			
①市創業支援事業補助制度の拡充	・関係要綱の改正を検討	・年内に要綱を改定・告示予定	運用
②地方創生推進交付金の活用	・交付金活用事業の事業計画の検討 ・年度内の市議会に予算案提出・審議予定	・4月地方創生推進交付金交付決定予定 ・事業開始予定	運用
【情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開等）】			
①県によるオープンデータ化の推進	運用	運用	運用
②市によるオープンデータ化の推進	運用	運用	運用
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】			
①県相談窓口の開設	・9月計画同意後速やかに窓口開設予定	運用	運用
②市相談窓口の開設	・9月計画同意後速やかに窓口開設予定	運用	運用
【その他】			
①広域連携の推進	・地域経済牽引事業の創出に向け必要な連携策の検討	・地域経済牽引事業の創出に向け必要な連携策の実施	運用
②産学官連携の推進	・地域経済牽引事業の創出に向け必要な連携策の検討	・地域経済牽引事業の創出に向け必要な連携策の実施	運用

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援の事業の方向性

地域が一体となった地域経済牽引事業の促進にあたっては、市が平成 28 年 1 月に国の認定を受けた創業支援事業計画に基づき設立した「かすみがうら創業支援ネットワーク」に参画する市商工会や地域金融機関、県中小企業振興公社等と連携し、地域経済牽引事業に取り組む事業者の経営支援を重点的に行うとともに、特に 6 次産業化・農商工連携の促進にあたっては、県内技術支援機関との連携により、必要な技術開発支援を行う。

(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

①かすみがうら創業支援ネットワーク

同ネットワークにはかすみがうら市内及び近隣地域に支店を置く金融機関（筑波銀行、常陽銀行、水戸信用金庫、茨城県信用組合、土浦農業協同組合、日本政策金融公庫土浦支店）のほか、県信用保証組合、県中小企業振興公社、市内及び周辺地域の商工会・商工会議所、土浦市が参画しており、地域における起業・創業や新事業展開の支援に連携して対応できる体制が構築されていることから、当市における地域経済牽引事業の創出にあたっては、同ネットワークが、事業計画の策定や資金調達、経営力強化等について各参画機関の専門性を活かしたハンズオン支援を行うことが可能である。

②茨城県農業総合センター・茨城県工業技術センター

6次産業化・農商工連携の促進にあたっては、公設試験研究機関において、技術的な相談、各種試験や評価のほか、技術的な課題を解決するための共同での研究など、必要に応じて様々な支援を行う。

③株式会社つくば研究支援センター

6次産業化・農商工連携の促進にあたっては、(株)つくば研究支援センターに在籍する各分野のコーディネータが、技術開発を目指す関連企業と公的研究機関・大学等の研究者とのマッチングや、競争的資金を活用した研究プロジェクトの促進等の技術支援を行う。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

(1) 環境の保全

当該地域は、水郷筑波国定公園を構成する霞ヶ浦と筑波山に抱かれていることから美しい景観と温暖な気候に恵まれた豊かな自然環境の中にある。一方で、環境保全については、地球温暖化対策をはじめとして、省エネ・省資源等への対応が、日常生活や産業活動の中でも関心が高まり、今や欠かすことのできない重要な社会的課題となっていることから、市は、県・事業者等と連携・協力し、環境保全のため、以下の取組を行う。また、環境保全上重要な地域内での整備の実施に当たって、直接或いは間接的に影響を与えるおそれがある場合は、自然環境部局と十分調整を図りつつ、専門家の指導・助言を踏まえて、それらの保全が図られるよう十分配慮して行う。

- ・事業所立地の計画段階から地球温暖化対策の推進に関する法律、大気汚染防止法、水質汚濁防止法など関係法令の遵守を求めるとともに、環境負荷の少ない工場建設がなされるよう、指導助言を行う。
- ・県が創設した、環境に配慮した取組を実践する事業所を登録する「茨城エコ事業所登録制度」の周知を図り、企業の環境意識を高める啓発活動を行う。
- ・新たな事業所の立地がある場合には、大気汚染や水質汚濁などの防止に加え、良好な環境景観の形成及び保全についても当該事業所との間に協定を結ぶ。
- ・法令違反や公害等が発生した場合、環境部局等と連携を図り、迅速な対応ができる体制

を整えておくことにより、被害を最小限にとどめるよう努める。

- ・新たな事業所の立地がある場合には、必要に応じて事前に周辺住民に事業所内を公開するなど、周辺住民の不安を取り除き、事業所と住民が良好な関係を築けるよう努める。
- ・本計画における促進区域に含まれる水郷筑波国定公園の一部区域、及び茨城県自然環境保全条例が規定する緑地環境保全地域においては、上記取組の徹底を通じて、自然環境の保全に十分配慮する。

なお、本計画は公園計画との整合を図り、茨城県の自然環境部局との調整を行ったうえで策定したものである。

(2) 安全な住民生活の保全

県は、安全な社会の実現に向けた取組として、県と市町村、事業者及び県民との連携・協力のもとに推進する安全なまちづくりに関する施策の基本となる事項や犯罪の防止のために必要な規制を定めた「茨城県安全なまちづくり条例」(平成15年茨城県条例第16号)を制定している。この条例の趣旨を踏まえ、犯罪の防止及び地域社会の安全に資するため、市は、県・事業者等と連携・協力し、以下の取組を行う。

- ・犯罪防止のための環境整備
促進区域内の道路、公園などの公共施設に、必要に応じて防犯灯や防犯カメラを設置するなど、犯罪の起こりにくい環境整備に努める。
- ・事務所情報の把握
空き事務所・空き工場が犯罪の温床となることを防止するため、促進区域内の事業所情報の把握に努め、所有者に管理の徹底を求める。
- ・警察との連携
犯罪や事故発生時における警察への連絡体制の整備を図る。
- ・地域の防犯活動の推進
今後とも、市町村、警察、地域防犯組織による連携を基本に、地域の事業所の参加・連携も図りつつ、地域に根差した防犯活動のより一層の充実を促進する。
- ・外国人の不法就労の防止
外国人の雇用については、事業者现就労資格の有無の確認の徹底を要請し、不法就労防止に努める。
- ・地域住民との協議
基本計画に基づく産業集積の形成又は産業活性化のための措置で、地域住民の生活環境等にかかわるものの実施に当たっては、あらかじめ地域住民の意見を十分聴取することとする。
- ・自主的な生活安全活動の推進
市は「かすみがうら市生活安全条例」(平成17年条例第108号)に基づき、行政・市民・事業者・土地建物所有者等が一体となって犯罪・事故の未然防止に努めるとともに、防犯連絡協議会の活動を支援するなど、自主的な生活安全活動の推進を図る。

(3) その他

- ・PDCAサイクルの実施
本基本計画は、かすみがうら市が平成27年12月に策定した市まち・ひと・しごと創生

総合戦略における重点プロジェクト等と関連することから、毎年度2回開催予定の市まち・ひと・しごと創生有識者会議における市創生総合戦略の効果検証の中で、本基本計画と承認事業計画に関連する検討も行い、結果については市ホームページで公表する。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

(1) 総論

(土地利用調整の予定なし)

(2) 土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項

(3) 市街化調整区域における土地利用の調整に関し必要な事項

10 計画期間

本計画の計画期間は、計画同意の日から平成34年度末日までとする。